

藤沢市パークマネジメントプランの策定について

本市はこれまで「藤沢市緑の基本計画」に基づき公園整備や市民連携を進めてきましたが、近年、少子超高齢化など社会情勢の変化により、市民ニーズの多様化、施設の老朽化、管理費増大による維持管理水準・機能低下が課題となっています。

このような状況の中、安全・安心な公園利用を確保しつつ、持続可能な維持管理と、時代の変化や多様なニーズへの柔軟な対応が求められます。

また、行政だけでなく市民、地域、企業など多様な主体との連携により、公園の機能を最大限に発揮することが不可欠です。

こうした課題を踏まえ、都市公園を「都市の資産」として有効に利活用し、その魅力を最大限に引き出すことを目的に、市民の大切な公園を未来の世代まで安心して利用できるよう、今後の取組の方向性、考え方、目指すべき姿を示し、具体的な取組について、「藤沢市パークマネジメントプラン（案）」としてとりまとめたことから、報告するものです。

1 策定の経過

令和5年	3月～4月	公園利用者のニーズ把握アンケート実施	
令和6年	7月	第75回藤沢市みどり保全審議会	意見聴取
令和7年	3月	第80回藤沢市みどり保全審議会	意見聴取
令和8年	3月	第83回藤沢市みどり保全審議会	意見聴取

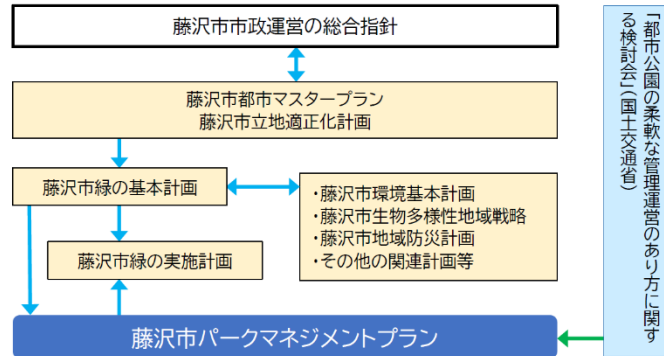
2 藤沢市パークマネジメントプランの構成（資料2 目次）

第1章	プランの概要	
	⇒公園の役割、プランの目的・位置づけ等について	
第2章	藤沢市の公園の現状と課題	
	⇒公園の現状と課題、ニーズ把握アンケート等について	
第3章	プランの将来像と理念	
	⇒将来像、基本理念、基本方針、施策について	
第4章	具体的な取組	
	⇒施策ごとの取組の方向性や取組の内容について	
第5章	プランの推進	
	⇒進行管理、プランの見直しについて	

3 藤沢市パークマネジメントプランの概要

(1) 位置づけ

本プランは、「藤沢市都市マスタープラン」、「藤沢市緑の基本計画」等を上位計画とし、公園の運営や施設等の維持管理、公園整備等について方針を示すものです。



(2) 目標年次

2036年(令和18年)

(3) 将来像

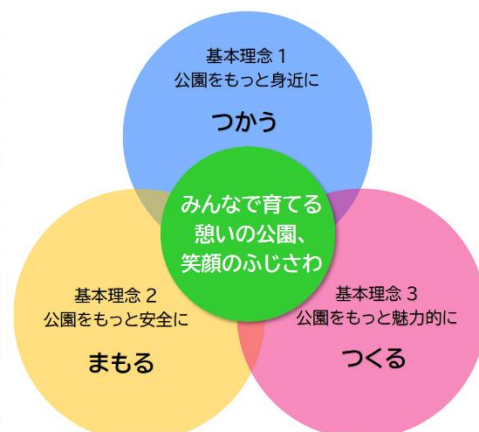
多様な主体により柔軟に公園が使われ、公園が持つ様々な機能が十分に発揮されるとともに、それぞれの公園の特徴が活かされた魅力あふれる公園を実現し、未来へとつなげるために『みんなで育てる憩いの公園、笑顔のふじさわ』を将来像としてめざします。



(4) 基本理念

将来像の実現に向け、「つかう」「まもる」「つくる」の3つの視点で基本理念を掲げます。

- 01 **公園をもっと身近に つかう**
新しいルールづくりや、多様な主体との連携により、公園を使いやすく身近な存在にします。
- 02 **公園をもっと安全に まもる**
施設の適正管理や、防災・減災対策、安全対策を進め、公園の安全性を確保します。
- 03 **公園をもっと魅力的に つくる**
市民ニーズに応じた誰もが使いやすい魅力的な公園を整備します。



(5) 基本方針・施策

将来像の実現に向け、3つの基本理念を掲げ、これに基づいて9つの基本方針を設定し、20の施策を展開します。また、現在抱えている課題を踏まえ、特に重点的に取り組む施策を「重点施策」として位置づけます。

基本理念	基本方針	施策
1 公園をもっと身近に つかう	1 新しいルールづくりをすすめます	【重点施策】 ① 分かりやすい利用ルールの推進 ② 許可の基準の見直し
	2 市民・事業者との連携をすすめます	③ 公園愛護会活動の拡充 ④ 公民連携の推進
	3 公園に関する受発信を充実します	⑤ 問い合わせしやすい環境づくり ⑥ デジタル技術の利活用
2 公園をもっと安全に まもる	4 適正な管理をすすめます	⑦ 樹林地の保全 【重点施策】 ⑧ 樹木の適正管理 ⑨ 歴史的資産等の永続的な保全
	5 防災・減災対策をすすめます	【重点施策】 ⑩ 法面の計画的な安全対策 ⑪ 災害に備えた取組の推進
	6 安全対策をすすめます	⑫ 公園施設の点検・更新による安全確保 【重点施策】 ⑬ 防犯カメラの設置
3 公園をもっと魅力的に つくる	7 地域の状況を踏まえた整備をします	【重点施策】 ⑭ 公園の適正配置 ⑮ 公園機能の再編
	8 市民ニーズに応じた整備をします	⑯ 地域住民のニーズを捉えた多目的広場の整備 ⑰ アーバンスポーツ*施設の整備 ⑱ 歩きたくなる公園・緑道づくり
	9 誰もが使いやすく居心地が良い公園を整備します	⑲ 環境に配慮した公園づくり ⑳ インクルーシブ*な公園づくり

基本理念1 公園をもっと身近に つかう

① 分かりやすい利用ルールの推進【重点施策】(資料2 P29-31)

□取組の方向性

分かりやすい利用ルールを周知し、利用者が共通認識や「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを持てるよう取組を進めます。また、公園ごとのニーズに対応するため、地域が主体となってルールづくりや運用できる制度を創設します。

□取組の内容

◆ガイドブックの作成

問い合わせが多い、公園でのボール遊びや花火の利用など、利用ルールを明確にすることを目的に、ガイドブックを作成します。

◆利用ルールの積極的な周知・啓発

施設の整備などの「ハード面」の取組、ルールの周知・啓発などの「ソフト面」の取組に加え、「思いやり・ゆずりあい」の気持ちを育む「ハート」の取組として、教育機関等と協力し、マナー講座を積極的に実施します。

また、「ハート」の視点を踏まえてデザインした利用看板の設置を進めます。

◆ローカルルール制度の検討

地域による発意、管理において運営をすることなどを条件として、“ローカルルール”の設定を可能とする制度を検討します。



<ガイドブックのイメージ>

基本理念2 公園をもっと安全に まもる

⑧ 樹木の適正管理【重点施策】(資料2 P45-47)

□取組の方向性

安全・安心で快適な利用ができる空間とするとともに、生物多様性に配慮した維持管理をするため、樹木管理基準を作成し、それに基づいた維持管理を行います。

□取組の内容

◆樹木台帳の整備

公園の樹木のうち、枝の落下や倒木といったリスクが特に高い大径木を中心に調査し、リスト化を進めます。

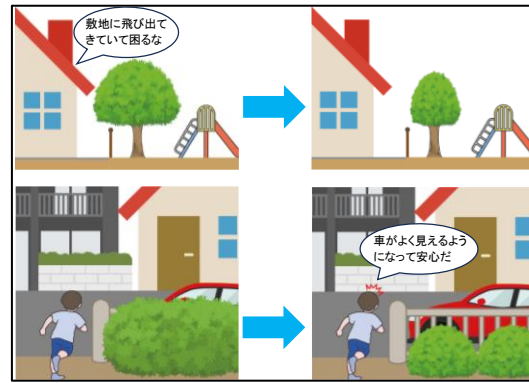
◆樹木管理基準の作成

公園の樹木管理についての基本的な考え方をまとめた樹木管理基準を作成します。作成にあたっては下記の項目を中心に検討を進めます。

- ①樹木の点検・対応
- ②安全性の確保
- ③防犯性の向上
- ④支障木の解消
- ⑤生物多様性に配慮した植栽管理

◆ 樹木管理基準に基づいた維持管理

樹木管理基準に基づいた管理を行うために、定期的にパトロールや点検、剪定等を行い、新たな危険箇所や支障木が発生しないよう努めます。



< 樹木の管理イメージ >

⑩ 法面の計画的な安全対策【重点施策】(資料2 P50-51)

□ 取組の方向性

未対策法面における点検・調査の実施方法を見直し、対策済み法面については点検・調査の方針を検討します。

□ 取組の内容

◆ 未対策法面における計画的な点検・調査の実施

各種基準を参考に点検・調査の頻度や項目を見直します。また、過年度の点検結果や調査報告書等と比較できるようにデータベース化するなど、調査・点検結果の蓄積方法を検討します。



< 法面对策工事の事例 >

◆ 対策済み法面における工法ごとの点検・調査方針の検討

各対策工法に適した点検チェックリストの作成や、点検・調査実施頻度について検討します。また、長寿命化の視点を取り入れた適切な維持管理を行います。

⑬ 防犯カメラの設置【重点施策】(資料2 P56-57)

□ 取組の方向性

公園内で起きている様々な迷惑行為や危険行為に対し、防犯カメラ設置の有効性について検討し、必要であると判断した場合、運用基準に基づき防犯カメラを設置します。

□ 取組の内容

◆ 効果的な防犯カメラの設置

迷惑行為などの内容を整理し、防犯カメラ設置の有効性が高い場合には防犯カメラを設置します。



< 防犯カメラの設置イメージ >

◆ 地域による防犯カメラ設置の受け入れ

自治会等の地域から、防犯カメラを公園に設置したいとのニーズがあるため、地域自らがスムーズに防犯カメラを設置できるように、占用等の申請方法や許可条件の周知などを行います。

基本理念3 公園をもっと魅力的に つくる

⑭ 公園の適正配置【重点施策】(資料2 P58-59)

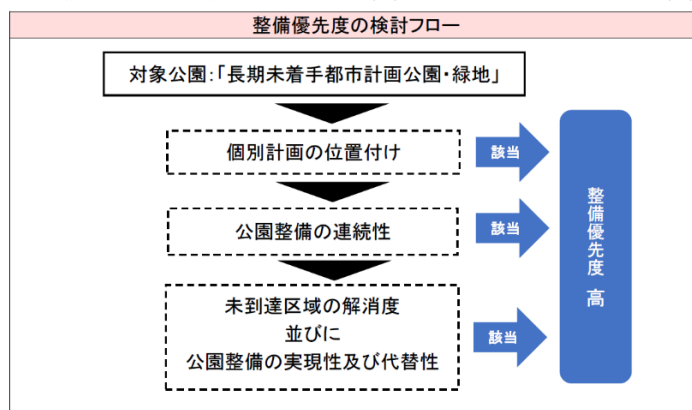
□取組の方向性

効率的・効果的に公園整備を行うため、整備の優先度を示すとともに、必要に応じて周辺の代替地に計画区域を変更することを検討します。また、長後地区、御所見地区における公園整備の必要性を整理し、公園整備計画を検討します。

□取組の内容

◆「都市計画公園・緑地の整備に関する方針」の策定

長期未着手都市計画公園・緑地の整備優先度を示した「都市計画公園・緑地の整備に関する方針」を策定します。優先度の検討にあたっては、まちづくりに関する個別計画への位置づけの有無や、一部開設済み公園区域との連続性、公園未到達区域の解消度などを評価します。



◆公園計画のない区域での公園整備計画の検討

市街化区域にも関わらず、公園計画のない一団の未到達区域（長後地区、御所見地区）については、生産緑地の解除や公共施設の再編など、一定規模以上の面積の土地が生じた際に計画的に公園用地を取得できるよう、整備計画を検討します。

(6) プランの進行管理

本プランの進行管理については、緑の実施計画（アクションプラン）により重点施策を中心に行います。また、緑の基本計画の見直し状況や関連法令等の改正、社会情勢の変化等を踏まえて、中間年次（5年後）にプランの見直しを検討します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	8月～9月	パブリックコメントの実施
令和8年	11月	藤沢市みどり保全審議会へ報告・策定
令和9年	4月	藤沢市パークマネジメントプランの施行

以上
(事務担当 都市整備部公園課)